

投票時間

7時～20時

※投票当日は、郵送された入場券を持って投票所にお越しください。入場券をなくしたり、当日まで届いていない方でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受付に申し出てください。

平成27年 4/12日 は、福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙の投票日!

●投票所一覧

- 第1投票所 宇美小学校体育館
第2投票所 宇美町立武道館
第3投票所 原田小学校体育館
第4投票所 宇美東小学校体育館
第5投票所 桜原小学校体育館
第6投票所 宇美町住民福祉センター体育館
第7投票所 宇美勤労者体育センター
第8投票所 井野小学校体育館

●今回宇美町で投票できる人は

- 平成7年4月13日までに生まれた人
●県知事選挙は平成26年12月25日までに宇美町に転入届を提出し、かつ平成27年3月25日現在引き続き住民基本台帳に登録され宇美町に居住している人
●県議会議員選挙は平成27年1月2日までに宇美町に転入届を提出し、かつ平成27年4月2日現在引き続き住民基本台帳に登録され宇美町に居住している人

これらの要件により、宇美町の「選挙人名簿」に登録されている方は、宇美町で投票ができます。しかし、宇美町から転出していても、転出の日から4ヶ月以内は、宇美町の選挙人名簿に載っているため、場合によっては投票できることもあります。ただし、投票日前日までに県外に転出した人は、今回の選挙の投票はできません。

●期日前、不在者投票の案内

- ◎期間 県知事 3月27日(金)～4月11日(土)
県議 4月4日(土)～4月11日(土)
◎場所 宇美町役場1階 多目的ホール
◎時間 8時30分～20時

※今回の選挙の場合は…

福岡県内の市区町村の選挙人名簿に登録されている人が、引き続き県内の他の市町村に1回だけ住所を移し、まだ新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合でも次の手続きによって旧住所地で投票ができます。

★投票日当日に投票する場合

新住所地又は旧住所地の市町村長から「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の交付を受け、その証明書を持って、投票日に旧住所地の投票所で投票してください。

★期日前投票をする場合

- ①新住所地又は旧住所地の市町村長から「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の交付を受けてください。
②その証明書を持って、旧住所地の(期日前投票所)で投票してください。

★不在者投票をする場合

- ①新住所地又は旧住所地の市町村長から「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」及び「不在者投票請求書・宣誓書」の交付を受けてください。
②不在者投票請求書・宣誓書にもれなく記入し、①で受けた証明書と一緒に旧住所地の選挙管理委員会へ送付してください。
③旧住所地の選挙管理委員会から投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書が送付されてきます。
④送付されてきた投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書をそのまま持って(何も書かないで)新住所地の選挙管理委員会に行き投票してください。

選挙についての問い合わせは?

投票ができるのかできないのか等どうしたらいいのかわからない場合は…役場住民課の選挙管理委員会へどうぞ。 TEL 934-2241

住民課国民健康保険係・年金係から手続き等の重要なお知らせ

国民健康保険証の更新について

現在交付している保険証の有効期限は、平成27年3月31日までとなっております。4月1日からの新しい保険証は、簡易書留郵便で世帯主宛てに郵送しています。3月末までに保険証が届かない場合は、国民健康保険係までご連絡ください。

●問い合わせ

住民課国民健康保険係
☎934-2241

平成27年度宇美町特定健康診査

40歳～74歳の宇美町国民健康保険の被保険者を対象に特定健康診査を実施します。対象の方には案内通知を郵送しています。健診を受診するには事前の申し込みが必要ですので、案内通知をご覧ください。締切日までにお申し込みください。

●問い合わせ

住民課国民健康保険係
☎934-2241

学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられます。しかし、学生については申請によって在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

対象となるのは、大学、短期大学、大学院、高等学校などのほか、各種学校(一年以上の就学課程に限る)に在学する学生です。ただし、学生本人の前年の所得が18万円以下の場合に限られます。また、在学中は毎年4月に申請が必要ですので、お手続きもれがないようご注意ください。

●申請の手続き方法

お申し込みは、住民課年金係で受付します。申請の際は、年金手帳、学生証、印鑑を持参してください。

●問い合わせ

住民課年金係
☎934-2241

乳幼児子ども医療証からひとり親家庭等医療証への切り替え手続きについて

4月から小学校に入學する児童がいるひとり親家庭等の方は、医療証の申請が必要ですが、対象者には3月下旬に案内文書を送りますので、お手続きもれのないようお願いします。

なお、受付期間を過ぎてお手続きをされた場合は、申請月の初日からの認定になりますので、ご注意ください。

●受付期間

4月1日(水)～4月30日(木)の8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

●持参するもの

- ①対象児童の健康保険証、乳幼児子ども医療証
②印鑑
③児童扶養手当証書、または年金受給中の方は対象児童の年金証書

●問い合わせ

住民課年金係
☎934-2241

3月は『自殺対策強化月間』です

警察庁統計(速報値)によると全国の自殺者は27,195人と2年連続で3万人を切りました。本県においても、2年連続で1,200人を切っていますが、依然として深刻な社会問題となっています。そこで国は、自殺者数の多い毎年3月を「自殺対策強化月間」と定め、地方公共団体、関係民間団体等とも連携して、重点的に広報活動を展開しています。

自殺を考えている人は、悩みを抱えながらも救いを求めており、言葉や行動などから何らかのサインを発信しています。そのサインを、周囲にいる人たちが敏感に気づくことが大切です。

地域一人ひとりの『気づき』により、専門機関への相談を勧めて、皆で自殺予防につなげましょう。

こんなサインが多いときは注意!

- ・以前と比べて表情が暗く、元気がない
・体調不良の訴えが多くなる
・仕事や家事の能率が低下、ミスが増える
・周囲との交流を避けるようになる
・外出をしなくなる
・飲酒量が増える

電話相談 【ふくおか自殺予防ホットライン(24時間年中無休)】 TEL 592-0783
問い合わせ 【健康福祉課福祉係】TEL 934-2278